

発議第1号

豊後大野市議会基本条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、豊後大野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年3月24日提出

豊後大野市議会議長 小野 泰 秀 様

提出者 豊後大野市議会運営委員会
委員長 生野 照 雄

提案理由

円滑で効率的な議会運営を行うため、この案を提出するものである。

豊後大野市議会基本条例の一部を改正する条例

豊後大野市議会基本条例(平成 24 年豊後大野市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「申合せ事項は」の次に「、おおむね 2 年ごとにその内容等について検証を行うほか」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。